

各 位

会社名 株式会社 極 楽 湯  
代表者名 代表取締役社長 新川 隆 丈  
(JASDAQ・コード 2340)  
問合せ先 取締役専務執行役員管理部長  
松本 俊二  
電 話 03-5275-0580(代)

## 株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストック・オプション制度を導入することについて、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストック・オプションの導入の目的

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストック・オプションを、現在の取締役の報酬等の上限額 3 億円の範囲内で割り当てることについて、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会に付議いたします。

なお、取締役の報酬等の上限額につきましては、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 27 期定時株主総会においてご承認いただき今日に至っております。

新株予約権の割り当ての対象となる当社の現在の取締役は社外取締役 1 名を除く 5 名です。

#### 2. 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。但し、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、前記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ

て付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数 1,016 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。なお、新株予約権の割当てを受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 20 年以内の範囲で、当社取締役会において定める期間とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権を割り当てる日の翌日から 3 年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとするなど、新株予約権の行使の条件及び新株予約権に関するその他の内容等については、募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上